

平成 30 年度 第 1 回 岸和田市環境審議会公害規制部会専門部会 会議録

《開催日時・場所》

平成 30 年 6 月 27 日（水）14：00～15：30

岸和田市環境事務所会議室

《出席者》

環境審議会委員：江種部会長 川瀬委員 佐藤委員 原宗久委員

事務局（岸和田市役所環境課）：谷藤課長、亀田担当長、中村主査、道姓担当員、川西剛史担当員

《傍聴人》 0 名

《案件概要》

＜審議事項＞

- ・岸和田市環境保全条例の改正について

《内 容》

別紙次第のとおり進行

● 開会

● 資料の確認

● 部会長挨拶

— ・ — ・ — 議 事 — ・ — ・ —

【部会長】

それでは、議事に入ります。事務局より説明してください。

【事務局】

資料 1、諮問書の写しをご覧ください。本部会で取り扱う事項は、2 の「生活環境の保全と公害の防止に関する規定について、指定事業所及び規制基準の内容について、他法令との整合を図るとともに、生活環境の保全のために必要な規定の整備」です。

資料 2、岸和田市環境保全条例の制定及び改正の経過についてご説明いたします。

現在の岸和田市環境保全条例は、昭和 51 年に公布された岸和田市環境保全条例が平成 15 年に全部改正されたものです。市条例は、当時の公害関係法令や府条例で定められている基準を遵守することを基本にし、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に資することを目的として、制定しております。その後も、公害関係法令等が整備、拡充されるとともに、公害関係の事務が、府知事から岸和田市長に順次移譲され、本市が規制権限を有することとなっております。

公害法令等による規制経過を資料 2－1 の表にまとめております。

本市では、自治事務である騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づき、事業所の規制を行ってまいりました。本市が平成 14 年 4 月に特例市に移行した際に、水質汚濁防止法及び府条例（水質）に基づく規制並びに、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定の事

務が政令委任等されております。平成 23 年より、大阪版権限移譲に基づき大気汚染防止法などの事務が順次、大阪府から事務移譲されました。大阪府から岸和田市への移譲された事務を下線で示しております。

資料 2 をご覧ください。近年の産業型公害から都市型生活公害への変遷を踏まえ、規制の対象や規制基準等の有り方を検討すべき時期に至っていると考えております。本部会においては、公害関係法令等に基づく規制制度と市条例に基づく規制制度との関係を整理し、市条例との整合を図り、現在の本市の状況に即した内容とするため、市条例の見直しについて検討していただきたいと考えております。

次ページでは、参考としてこれまでの市条例の改正の経過をまとめております。

石綿製品の製造等が平成 24 年 3 月に全面禁止されたことを受け、平成 26 年 6 月に指定事業所の対象事業所から「石綿の製造又は加工」を除いております。その他、主に水質汚濁防止法に基づき規制対象物質の追加や排水基準等の法改正があった場合に、市条例も改正しております。

資料 1－1、諮問書の説明資料をご覧ください。市条例の生活環境の保全と公害の防止については、第 2 節指定事業所に関する規制から第 6 節その他生活環境の保全等まであります。

3 ページに第 2 節指定事業所に関する規制についての見直しのポイントを記載しています。

指定事業所の種類について、他法令で規制されているものもあり、今後も届出が見込まれないものがあり、それらを指定事業所の規定から除くことが適当であるか。

騒音及び振動に関する規制については、府条例で規制地域内の全ての工場等に規制基準が定められているため、市条例における騒音及び振動に関する規制のあり方が適当であるか。

水質汚濁に関する規制のあり方について、現行の排出基準が適当であるか。

大気汚染に関する規制については、規制基準が設けられていないことから、相応の基準を設けることが適当であるか、となっております。

これらについて事務局案をご説明いたします。資料 3 をご覧ください。

旧条例で設置の許可を必要としていた「指定工場等」は、改正後、「公害及び生活環境を著しく悪化させる物質等を発生し、又は排出するおそれのある事業所」として、設置の届出を必要とする「指定事業所」となりました。現行の市条例では、指定事業所に対して適用する規制基準を定めております。

見直しの方針として、市条例で義務付けられている届出には、同一の行為に対して公害関係法令等と重複した届出を課しているものがあるほか、規制基準や規制の対象等に重複しているものがありますので、整理したいと考えております。

3、4 ページに、現在の指定事業所の設置状況の一覧を示しております。現在指定事業所として届出されている事業所は、62 事業所です。内訳は鉄工所 15 件、自動車整備工場 22 件、刺繍業 4 件、その他 21 件です。指定事業所の種類のうち、36 種類は届出されていません。

5～7 ページでは、指定事業所に対する他法令の規制状況をまとめております。いずれかの法・府条例で規制対象とされているものを●で、施設の有無や能力の規模に応じて規制対象とされるものを▲で示しております。左から大気汚染防止法、府条例の一般粉じん、有害物質、揮発性有機化合物、水質汚濁防止法、府条例の水質、騒音・振動規制法及び府条例の騒音・振動です。一番右の欄には、公害関係法令以外で関係する法律を記載しております。水質の欄中に記載している数字は、7 ページ下段に示しております水質汚濁防止法施行令別表と府条例施行規則別表の号番号を表し、特定施設若しくは届出施

設に該当することを示しております。例えば、第2号(1)のたん白質の加水分解は水質汚濁防止法施行令別表第一第5号のみそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設に該当することを、第2号(3)裁縫、織物は騒音、振動規制法で規定されている特定施設である織機に該当することを示しております。

8ページに、いずれかの法・府条例で規制対象となる指定事業所と公害関係法令以外で規制されている指定事業所を除いた指定事業所を抽出しております。これらの指定事業所から発生するおそれのある公害の種類を表中◎で示しております。

指定事業所に係る規制基準について、9ページでまとめております。

水質の排水基準は、現在、有害物質であるカドミウム、シアン等の28項目のほか、BOD、水素イオン濃度等の項目を規定しております。規制項目及び基準は、水質汚濁防止法若しくは府条例に準じ、引き続き規制する必要があると考えております。

亜鉛含有量の基準値は5mg/Lとなっており、これも府条例に準じ2mg/Lに強化することが妥当であると考えております。

騒音・振動の基準について、用途地域及び時間帯毎に規制基準を規定しております。しかしながら、府条例では、すでに全ての事業者に対し規制基準を適用をしていることから、指定工場については市条例と府条例の二重規制となっております。騒音・振動に関する規制に関しては本条例から除くことが妥当であると考えております。

一般粉じんに関する規制基準は現在規定されておきませんが、粉粒塊堆積場等の指定事業所に対し、粉じんの飛散防止を目的とし、散水設備等を設けるよう、新たに規制を追加することが妥当であると考えております。

指定事業所及び規制基準に関する検討を踏まえ、引続き規制対象とする指定事業所を10ページに示しております。

表中、第1号の規定については、騒音及び振動の発生するおそれのある事業所として規定している「原動機の定格出力の合計が2.25キロワット以上の事業所」は、騒音及び振動に関する規制を本条例から除くことを妥当であるとしたため、あらためて規制する必要があることから除くことが妥当であると考えております。

水質汚濁を発生するおそれのある事業所として規定している、「1日の通常排水量が20立方メートル以上の事業所」は、水質汚濁防止法及び府条例に規定する特定事業場等では1日の通常排水量が30立方メートル以上の事業所に対し排水基準が適用されていることから、本条例でも同等の規制にあらため、対象を1日の通常排水量が20立方メートル以上の事業所から30立方メートル以上の事業所に変更することが妥当であると考えております。

第2号(13)から(33)及び(38)から(41)の指定事業所は、騒音及び振動の発生するおそれのある事業所として、届出義務等を課していますので、本条例であらためて規制する必要がなく、除くことが妥当であると考えております。

第2号(43)暖房用熱風炉、ボイラーその他のばい煙発生装置を設置する指定事業所は、第1号で規定する指定事業所に包含されているため、第1号に統合することが妥当であると考えております。

別表第1 指定事業所については、第1 号を「物品の製造又は加工を行い、1 日の通常排水量が30 立方メートル以上又は1 日の通常燃料使用量（重油換算量）0.2 キロリットル以上の事業所」に改め、第2 号の（35）「ガソリンスタンド」、（36）「自動洗車場」、（37）「車両又は建設用機械の整備、修理及び解体を行うもの」及び（44）「粉粒塊たい積場」以外については、除くことが妥当であると考えております。

指定事業所に関する規制の説明は以上です。

【部会長】

「指定事業所に関する規制」の説明が終わりました。

ただいまの説明・見直し案について、何かご意見・ご質問はございませんか。

【委員】

資料2－1 で事務移譲の経過について説明いただきました。公害関係のほとんどの権限が市に移っています。府条例の届出と市条例の届出が重複している場合は、市条例の重複部分を削除するのは妥当であり、今回の見直しは妥当と考えます。

【委員】

平成14 年、特例市への移行に伴い、岸和田市が権限の移譲を受けています。他市町村も同様の権限移譲を受けているのですか。

【事務局】

平成14 年に人口要件を満たしたことから、本市は特例市に移行し、水質汚濁防止法等の事務が政令委任等されました。平成24 年の大気汚染防止法以降の権限移譲は、大阪版権限移譲と言われる、手上げ方式によるものです。他の市町村が岸和田市と同等の事務移譲を受けている訳ではありません。現在は大阪版権限移譲が進んでおり、遅れながら手をあげて、事務移譲を受ける市町村が増えております。

【委員】

ほとんどの事務が権限移譲されていることから、重複部分は削除してもいいと思います。

【委員】

私も重複部分を撤廃することに問題はないと思います。府条例の規制でも、市に届出されるのですか。市特有の規制はあるのですか。

【事務局】

府条例の規制でも、市の環境課事業所指導担当で届出を受付しています。

法と府条例が整備されたことを受け、市条例の規制を廃止する自治体も多く、独自に市条例等を残している市が少なくなっています。本市ではすべてをいきなり廃止することを考えておらず、指定事業所ごとに市条例の規制が必要不必要かを判断したいと考えております。また、事業者への負担とならないよう、定期的な見直しを図りたいと思います。事業所への立入等の指導のなかで、技術革新が進んで現在行っていない、と言われる作業がありますので、それらも含めて見直しを図りたいと考えております。

【委員】

資料3 の9 ページの排水基準について、亜鉛の含有量の基準を府条例に合わせるということは現行の市条例の規制より厳しくなるという理解でよろしいか。

【事務局】

現行の市条例では、1日の通常排水量が20立方メートル以上の小規模事業者に対して、排水基準を適用しています。今回の見直しで、1日の通常排水量が30立方メートル以上の事業者に対し、適用することになります。水質汚濁防止法及び府条例に規定する特定事業場等とは異種量が同じ事業所に改めるため、亜鉛含有量の排水基準も5mg/Lから2mg/Lに厳しくなります。

【委員】

資料3の9ページの最下行に記載されている一般粉じんの飛散防止について、府条例では防止策を定めていますか。資料にある散水のみでよいのですか。

【事務局】

一般粉じんに関する規制基準については、大気汚染防止法及び府条例で規制基準として設備基準を規定しております。

粉粒塊堆積場に対する規制基準は、散水設備によって散水が行われていること以外に防じんカバーで覆われていること、薬液の散布又は表層の締固めが行われていることその他同等以上の効果を有する措置が講じられていることとなっております。

市条例においても、大気汚染防止法及び府条例の規制基準を準用し、散水設備以外の設備基準についても規定すべきと考えております。

【部会長】

資料3の9ページに出てきた指定事業所に係る規制基準の4項目について説明してください。

【事務局】

資料3の8ページまでは指定事業所の見直しについて、9ページでは規制基準の見直しについて検討しております。

資料1-1の3ページの4、指定事業所に関する規制の見直しのポイントをご覧ください。

指定事業所を見直すことと事業所にかかるべき規制を見直すことを諮問しております。8ページまでで、二重規制になっている指定事業所を整理し、9ページで規制基準に関する見直しを示しております。規制基準の見直しを踏まえて、指定事業所を整理したものを10ページに示しております。

【部会長】

では、引き続き事務局より説明してください。

【事務局】

特定建設作業に関する規制の見直しについて説明します。

資料1-1、5ページをご覧ください。

第3節特定建設作業に関する規制の見直しのポイントとして、火薬を使用する破壊作業は、採石場で行われているもののみであり、これまで苦情が発生したことがなく、火薬類取締法で火薬類の使用者に対する規制があるため、特定建設作業から除くことが適当であるか。その他の特定建設作業も、同一工事内において法又は府条例対象の特定建設作業が行われていることが多く、法又は府条例の届出で十分に規制が可能であれば特定建設作業から除くことが適当であるか、となっております。これらについて事務局案をご説明します。

資料4をご覧ください。特定建設作業とは、くい打ち機、バックホウ、ブルドーザ等を使用する建設

作業であり、騒音、振動を発生する作業として、騒音規制法、振動規制法及び府条例（騒音、振動）において、事前の届出と規制基準の遵守が義務付けられております。市条例においても、7つの作業を定め、事前の届出と規制基準の遵守について規定しております。

3 ページでは、過去3年の市条例の特定建設作業の届出件数をまとめております。市条例単独とは、工事現場で市条例に規定する特定建設作業だけが実施されているもので、同一の工事現場で法又は府条例に規定する特定建設作業が実施されていないことを表しております。市条例単独の届出件数が「アースオーガーと併せてくい打機を使用する作業」、「バイブレーションローラ及びランマを使用する作業」については過去3年とも0件、「コンクリートポンプ車を使用するコンクリート打設作業」は平成27年度1件、28年度0件、29年度1件となっております。参考といたしまして、大阪府内の市町村が独自で定めている特定建設作業を下段の表にまとめております。なお、八尾市においては平成29年度に条例改正を行い、特定建設作業の規定を条例から削除しております。

4 ページでは、引続き規制すべき特定建設作業を見直したものとなっております。「アースオーガーと併せてくい打機を使用する作業」、「コンクリートポンプ車を使用するコンクリート打設作業」及び「バイブレーションローラ及びランマを使用する作業」については、届出件数は年0件か1件であり、同一工事内において、法、府条例対象の作業も同時に行われていることがほとんどです。現行市条例対象の届出は、法、府条例における事前の届出と同時に出されており、法、府条例の届出で十分に規制が可能であります。また、これらの作業に関する苦情が発生したことがないため、除くことが妥当であると考えております。

「火薬を使用する破壊作業」の届出件数は年2件で、同一の事業場であり、また、火薬類取締法で火薬類の使用者に対する規制があるため、除くことが妥当であると考えております。

以上より、見直し後、「インパクトレンチを使用する作業」、「動力源として発電機（10キロワット以上のものに限る。）を使用する作業」、「電動工具を使用するはつり作業又はコンクリート仕上げ作業」は、引続き規制することが妥当であると考えております。

特定建設作業に関する規制の説明は以上でございます。

【部会長】

「特定建設作業に関する規制」の説明が終わりました。ただいまの説明・見直し案について、何かご意見・ご質問はございませんか。

【委員】

資料4の1ページ、削除する理由がわかりにくいと思います。

横出した経緯はあったのでしょうか。細かい規制の網をかけておこうという趣旨でしょうか。

【事務局】

横出した経緯については、旧条例の制定時の資料等が保存されていないため不明ですが、資料4の3ページの下表を見ていただくと、岸和田市と豊中市が同じ建設作業を特定建設作業として規定していることから、当時、制定されていた他の自治体の条例をベースにしたのではないかと推測しております。

【委員】

横出した7つの建設作業について、単独での届出はほとんどないのですか。

【事務局】

「アースオーガーと併せてくい打機を使用する作業」、「コンクリートポンプ車を使用するコンクリート打設作業」、「バイブレーションローラ及びランマを使用する作業」は市条例単独での使用はほとんどありません。

「インパクトレンチを使用する作業」、「動力源として発電機を使用する作業」、「電動工具を使用するはつり作業又はコンクリート仕上げ作業」は市条例単独での届出があります。

「火薬を使用する破壊作業」については、市条例単独での届出で年2件の届出がありますが、特定の場所での届出であり、火薬類取締法に基づく消防署への届出義務があることから、削除しても問題ないと判断しております。

【委員】

火薬を使用している採石場について、騒音振動対策として規制を継続しないのですか。

【事務局】

届出事業者から、実際にはほとんど火薬を使用する破壊作業を実施していないことを聴取しております。火薬を使用しないで作業しているが、硬い岩盤が出た場合は使用する可能性があるので届出しているとのこと。近隣に民家がないことから、当該地での火薬を使用する作業については問題ないと考えています。他の場所での火薬を使用する破壊作業についても、火薬類取締法で保安区域を100m設けることという規制があり、その区域内に保全する施設があれば意見聴取が必要で制限がかかるため、生活環境に影響を与える可能性はほぼないと考えておりますので、二重に届出させる必要はないと考えております。苦情が出た場合は、生活環境を守るべき立場から消防署に対し意見をすることになると考えております。

【委員】

北部丘陵地区など他の地域での火薬の使用予定はないのですか。

【事務局】

予定は無いと担当課より聴取しております。

【委員】

届出件数が少なく、他法令と重複している作業を削除していますが、たとえば八尾市は「電動工具を使用するはつり作業」を削除しているとあり、岸和田市で残す理由について説明ください。

【事務局】

解釈の違いで、「電動工具を使用するはつり作業」は、「削岩機を使用する作業」の一部として、法律の対象と判断しており、事実上の届出の提出を求めています。今回の見直しでは、工法ごとに周辺への影響の実態までは踏み込んでおりませんが、今後、工法の改良等により、周辺への影響が少ないという判断が整えば、その建設作業については、見直しを諮りたいと考えております。

【委員】

事業者の立場になると、届出は一本化、簡略化してほしいが、公害防止のために必要であれば、届出を求めることに反対はしません。八尾市が届出の項目を削除しているので、岸和田市も同じように削除できないか確認したものです。

【事務局】

今後検討してまいります。

【委員】

資料４の１ページに理由が記載していますが、わかりにくいので、改めてほしい。苦情がない、というのは、理由ではなく、尚書きで、他の法律での規制、岸和田市における実態を説明したほうがよい、と思います。

【委員】

周辺住民に迷惑がかからないかが一番重要で、これまでの規制がなくなること、実施される作業が増えてしまうことはないか、規制がゆるくなったと思われないか、心配です。他法令で同様の規制が保たれ、影響がない、といった説明が適当ではないでしょうか。

火薬について、消防は火災対策の規制であり、騒音振動の規制は大丈夫なのですか。

【事務局】

消防では主に火災対策に関する規制がありますが、他にも工事用の火薬類の使用の届出、煙火の使用の届出があり、その中で適切な使用を指示されております。適切な使用というのは、使用禁止区域の指定があり、住宅密集地では火薬類の使用が禁止されているため、生活環境を阻害する可能性は低いです。100mの保安区域の中の保全する施設に関しては、意見聴取という制度もありますが、保全施設があるところで火薬類を使用する作業はまず実施されないということもあり、生活環境への被害の防止も担保されと考えております。また、火薬を使用する破壊作業は、工法として街中で行われることはほとんどありません。海外で行われるようなビル解体であっても、周辺被害の観点から立入禁止区域を設けて、時間を制限して管理下の中で行われますので、特に日常の生活環境を阻害することはないと考えております。

【委員】

参考までに私の経験からの意見です。

生駒山でのトンネル工事の際に、ダイナマイトが使用され、トンネル内で振動が発生し地上部の住民からの苦情をたくさん受けました。そういう事例もあるので、認識しておいてください。

【委員】

届出先が一箇所で済むようになれば事業者の負担が軽減されるのではないのでしょうか。

【事務局】

特定建設作業についての法律、府条例、市条例の届出はすべて市の環境課で受付しており、共通の様式を使用し事業者の負担軽減を図っております。

【委員】

委員からありましたように、各地域で特殊事情があり、規制を横出し上乗せしているのであれば、やむをえないが、とくにそういう事情がないのであれば、できるだけ規制を取り除いてもいいのではないのでしょうか。

【事務局】

委員からご指摘いただきました、資料４の説明の記載について、再度検討し、苦情がないということ

だけでなく、規制を取り除くことが適切であることを主として説明できるよう修正し、改めて委員の皆様にお示しいたします。

【部会長】

では、引き続き事務局より説明してください。

【事務局】

第4節の自動車公害の防止について、資料1-1の6ページをご覧ください。見直しのポイントは、自動車の所有者及び運輸事業所等の努力義務並びに交通公害に関する適切な措置の要請を規定しているが、自動車の所有者及び運輸事業者等の努力義務については、府条例に同等の規定があり、自動車の駐車時における原動機の停止については、事業者への勧告等の規定があるため、削除することが適当であるか。また、交通公害に関する適切な措置の要請についても、騒音規制法、振動規制法及び府条例に同等の規定があるため、削除することが適当であるか、となっております。

資料5の事務局案をご覧ください。

市条例では自動車の所有者の努力義務、交通公害に関する適切な措置の要請及び運輸事業者等の努力義務を規定しております。

3ページに、自動車公害の規制概念図を示しております。自動車排ガス規制については大気汚染防止法で、アイドリング規制については府条例で、騒音・振動規制については、騒音規制法、振動規制法及び府条例でそれぞれ規定されております。

このように他法令に同等の規定があることから、市条例の自動車公害の規制に関する部分を除くことが妥当であると考えております。

第5節の放送電波受信障害の防止について、資料1-1の6ページをご覧ください。見直しのポイントは、放送電波受信障害の防止のため、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2の確認の申請の際にテレビ電波受信障害調査報告書等の提出を求めており、建築規制部局が所管する条例への移行が適当であるか、となっておりますので、事務局案をご説明いたします。

資料5-1をご覧ください。放送電波受信障害の防止の規定の建築規制部局が所管する条例への移行については、規制の内容についての諮問ではないことから、平成27年2月20日開催の平成26年度第2回岸和田市環境審議会及び平成28年3月23日開催の平成27年度第3回岸和田市環境審議会で報告された、岸和田市環境保全条例から日照障害等の防止の規定を除いた際のように、「建築規制部局等と十分に協議されたい。なお、移行の時期については、建築規制部局が所管する条例の施行とあわせられたい。」との意見とすることが適当であると考えております。

第6節のその他生活環境の保全等について、資料1-1の6ページをご覧ください。見直しのポイントとして、資源の循環利用及び廃棄物の減量、廃棄物の適正処理の義務及び屋外燃焼行為の禁止について、岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に同等の規定があるため、削除することが適当であるか、となっておりますので、事務局案をご説明します。

資料6をご覧ください。現行の市条例においては、廃棄物の減量及び適正処理の義務及び屋外燃焼行為の禁止が規定されています。廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大阪府循環型社会形成推進条例及び岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例に同等の規定があり、重複しているため、これら

は除き、それ以外の空き地等の所有者等の義務等についての規制は継続することが妥当であると考えております。

説明は以上でございます。

【部会長】

「自動車公害の防止に関する規定」、「放送電波受信障害の防止」及び「その他生活環境の保全等に関する規定」の説明が終わりました。

ただいまの説明に対して、何かご意見・ご質問はございませんか。

【委員】

私の意見、というよりも、感想ですが、資料5の努力義務についてです。府条例と重複しているものでも、府から権限を委譲されているものでもない、市としての姿勢を示したもので、精神規定といえる。専門部会の委員として意見は出しにくい項目かと思います。

【事務局】

市条例第47条（交通公害に関する適切な措置の要請）は、手続きについて他法令に細かく規定があるため、市条例から除いた場合でも、事務上支障はないと考えております。

市条例第46条（自動車の所有者の努力義務）、第48条（運輸事業者等の努力義務）の努力義務の規定については、委員からの指摘を受けまして、再度検討が必要かと考えております。市も一事業者ですので、市の自動車の所有者車両使用時の努力目標を示すべきか、示すのであればどのような形が適当か検討したいと考えております。

【部会長】

府条例第41条とは同じ内容ではないのですか。

【事務局】

内容は同じです。市として取り組むべきところと、事業者努力義務として課すべきところについて、整理して改めて検討したいと思います。

【委員】

市も事業者であるという答弁は非常に良いと思います。

市もたくさん車を使う事業者でありますので、導入部分として、自動車の使用方法の前置きがあって、その中で市が事業者として取り組むべきところを示したほうがわかりやすいと思います。

【委員】

市条例の現行の規定をなくしたとしても、他法令で細かく規定されているので、実質的な影響はないと思います。現行の市条例を宣言的な意味で残すかどうかという問題だと思います。

【委員】

委員がおっしゃったように、市の理念といった問題については、専門部会で扱うのではなくて、審議会全体で話してはどうか、と思います。

【事務局】

どのような形で規定するのか、市条例で規定する場合、どういった章立てになるかを整理したいと考

えております。

【部会長】

放送電波受信障害については、建築規制部局と協議していくということによろしいですか。

【事務局】

建築物による電波障害の実務を所管している建築規制部局で取り扱うべき内容と考えております。建築規制部局で市条例を制定し次第、移行していきたい、と考えております。

【委員】

電波障害は建築物以外でも起こります。淡路島で、関西空港に離着陸する航空機による電波障害が問題となりました。岸和田市では航空機など建築物以外による電波障害事例はないですか。

【事務局】

問題となっているとの報告事例については把握しておりません。現行の市条例でも建築物による電波障害のみ規定しており、航空機による電波障害を規制する規定はございません。建築物以外による電波障害が問題となった場合は改めて検討しないといけないと考えております。

【部会長】

資料6のその他生活環境の保全等に関する規定について、どの規定を削って、どの規定が残るのか整理いただけますか。

【事務局】

資料6の2ページをご覧ください。第56条、第57条、第58条は、廃棄物の減量、適正処理の義務及び屋外燃焼行為の禁止等の規定となっており、廃掃法等の他法令と重複していますので、削除いたします。第59条から第63条までは、現行のままとっております。

【委員】

久しぶりの公害関係条例の見直しということで、他法令の規定との重複を取り除くのはいいかと思えます。岸和田市環境課として、昨今の環境状況と岸和田の地域特性をふまえて新たに上乗せ横出しをするような事象、項目は特にない、とお考えですか。

【事務局】

新たな条例を整備しないと対処できない事象は、現在ございません。

【委員】

環境というと広い範囲に及ぶので、ひとつひとつ具体的に規定できない項目があり、それらの項目について他法令が具体的に規定しているのであれば、市条例から削除してもよいかと思えます。環境保全条例には、目標や理念の規定が多いので、それらを削除してよいのかは気になります。

【事務局】

自動車公害の防止について、理念的な部分は再度検討いたします。

廃棄物の理念的な部分については、環境課が所管する岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例に基づき、啓発事業等を実施するなど、取り組んでいるところです。

【部会長】

貴重なご意見、ありがとうございました。

今回いただいた意見を反映した部会報告案を事務局が作成し、次回の部会において再度審議し、部会報告を取りまとめたと思います。

これで本日の予定はすべて終わりました。委員の皆様には、進行にご協力を賜り、ありがとうございました。

【事務局】

ありがとうございました。本日いただきましたご質問等については、後日あらためて、ご報告いたします。近日中に、今回の会議録案作成し、送付いたしますので、ご確認ください。修正があればご指摘くださいますようお願いいたします。

次回の部会では、今回の審議内容を踏まえ、事務局が作成する部会報告案についてご審議いただき、部会報告を取りまとめていただきたいと思いますと考えております。引き続きよろしくお願いいたします。

日程は、後日、委員の皆様のご都合をうかがい、決定いたします。

これをもちまして本日の専門部会を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。